

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、車両運搬具並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金　－当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 法人で採用する退職給付制度

- ①独立行政法人　福祉医療機構
- ②一般財団法人　京都府民間社会福祉施設職員共済会

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- 当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
 - (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
なお、「居宅介護支援」は公益事業に該当するが幸生福祉会九十九園拠点区分と一体的に実施しているため、社会福祉事業の幸生福祉会九十九園拠点区分としている。
 - (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
 - (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
 - (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ①幸生福祉会　九十九園(社会福祉事業)
本部、介護福祉、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護、居宅介護支援
 - ②幸生福祉会　九十九園ケアハウス(社会福祉事業)
ケアハウス
 - ③幸生福祉会　九十九園診療所(公益事業)
診療所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	250,939,076			250,939,076
建物	466,836,066		26,828,544	440,007,522
合計	717,775,142		26,828,544	690,946,598

計算書類に対する注記(法人全体用)

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,672,885,781	1,232,878,259	440,007,522
建物	2,185,226	1,692,553	492,673
構築物	44,171,333	25,130,566	19,040,767
機械及び装置			
車輛運搬具	22,914,077	19,011,174	3,902,903
器具及び備品	147,556,176	131,017,211	16,538,965
合計	1,889,712,593	1,409,729,763	479,982,830

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	65,212,375		65,212,375
合計	65,212,375		65,212,375

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし